



**橋名板が
盗まれています！**

道が管理する道道の橋梁には、橋や川の名前、完成年月等を記した金属製プレートの「橋名板」が固定されていますが、最近、盗難が疑われる亡失事例が発生しています。

大切な道民の財産を守るため、不審者（車）を見かけた時は110番通報、亡失を発見した時は留萌振興局留萌建設管理部への連絡をお願いします。

◆ご連絡・お問い合わせ先◆
留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課（道路管理係）
☎0164（42）8369

**自衛官等採用
試験のご案内**

■第3回一般曹候補生（1次）
《資格》18歳以上33歳未満の者（32歳の方は採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）
《受付期間》9月15日（火）～11月20日（金）
《試験期日》11月28日（土）～12月6日（日）※いずれか1日を指定されます。
《試験会場》受付時にお知らせします。

■防衛大学校（1次）
《資格》

・一般・18歳以上21歳未満の者、高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）
《受付期間》
・7月1日（水）～10月15日（木）
《試験期日》
・10月31日（土）
《試験会場》受付時にお知らせします。

◆お問い合わせ先◆

自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所
〒097-0001
稚内市末広5丁目6番1号 稚

内地方合同庁舎5階
☎0162（33）1227

公証週間のお知らせ

10月1日（木）から10月7日（水）までは公証週間です。
公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行っています。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

■遺言は、公正証書で作成してみませんか？

遺言者の家族関係にふさわしい形で財産を承継させるには、遺言をしておくことが一番です。遺産争いを予防し、紛失の心配もないので、後に残された方々が困りません。原本は公証役場で保存していますので、偽造・変造の心配もありません。また、公証人が自宅や病院（施設）へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公証制度の詳細については、公証役場又は法務局にお問い合わせ

わしてください。

◆お問い合わせ先◆

・旭川公証人合同役場（旭川市6条通8丁目37番地22 68ビル5階）

☎0166（23）0098

・名寄公証役場（名寄市西1条南9丁目35番地）

☎01654（3）3131

・旭川地方法務局（旭川市宮前1条3丁目3番15号）

☎0166（38）1111

日本公証人連合会のホームページ（<https://www.kosonin.jp/>）においても、動画等により公証制度等を紹介していますのでご利用ください。

行政相談月間

9月・10月は行政相談月間です。総務大臣から委嘱された行政相談委員による行政相談を次の日程で開催します。行政に関する苦情、意見・要望を、無料・秘密厳守でお聴きします。
《日時及び場所》9月10日（木）
①道の駅てしお 2階多目的室：10時～12時
②雄信内生活改善センター：13時～15時

◆お問い合わせ先◆

行政相談委員 土田 孝司
☎01632（2）2740

みんなの
てしお仮面

「てしお仮面」を描いたら下のメールアドレスに送ってね

広報てしおに載せるかも！

◆応募先◆
企画商工課広報情報係（担当：菅野）
✉ kanno@teshiotown.com

